

近江八幡市行政経営改革実施計画

(案)

令和3年3月

近江八幡市

近江八幡市行政経営改革実施計画（案）

①. 行政経営改革実施計画について

1. 策定の趣旨

本市は、新たな行政改革の指針となる行政経営改革指針（以下、「指針」とする）を令和3年3月に策定しました。

指針は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として、「1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり“市民との協働、そして共創へ”」、「2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ“持続可能な財政基盤の確立”」、「3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦“未来につながる行政経営の推進”」、「4. 職員が輝く強靱な組織づくり“組織マネジメントの強化”」を基本方針に掲げています。

これらの基本方針の具体的な取組内容を明らかにし、指針に基づく実施計画として、「近江八幡市行政経営改革実施計画」（以下、「実施計画」とする）を策定するものです。

2. 対象期間

対象期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、具体的な取組については、指針に基づき実施計画を策定し取組んでいきます。

対象期間中、年度ごとに評価・検証を行い、内容等を改訂しながら取組みを継続していきます。

3. 目標と効果

行政経営改革とは、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが主役となり豊かさを実現できることを目的とし、市が取り組んでいくものです。

そのため、実施計画については、財政上の効果額のみを目標や効果とするものではありません。

財政上の効果額を指標とできる取組項目は、計画期間中に取組項目を実施することで、「歳入が確保され、又は歳出が削減される」等の金額を指標としています。また、行政サービスの向上や市民参加の充実などの財政上の効果額では指標として評価が難しい取組項目は、「市民生活への寄与や市の業務の生産性・効率性が高まること」を効果としています。

4. 推進体制と進捗管理

後述の18の取組項目に沿った37の具体的取組項目を本計画に位置付け、行政改革を推進します。それぞれの項目について目標（値）を設定し、達成できるよう、定期的に市長を本部長とする「近江八幡市行政改革推進本部」において進捗管理を行い、市民・有識者で構成する「近江八幡市行政改革推進委員会」による外部の視点から検証と意見を受けながら、着実に推進します。

また、実施計画の進捗状況及び評価結果については、ホームページ等で公表していきます。

近江八幡市行政経営改革実施計画（案）

②. 基本方針・取組項目

実施計画は、指針で掲げた以下の基本方針と次の37の具体的取組項目を位置付けています。詳細については、それぞれの実施計画取組項目をご覧ください。

1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”

（1）市民が主役・主体のまちづくりとなる仕組みの構築

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①身近な自治システムの充実と市民参画の促進	まちづくり協働課	各課	6
②オープンガバナンスの推進	企画課	各課	7

（2）信頼を築く情報発信、広聴機能の充実

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①市民に向けた情報公開・見える化の推進	財政課 総務課 行政経営改革室	各課	8, 9, 10
②広報広聴機能の充実	秘書広報課	各課	11

（3）地域課題の解決を目的とする団体づくり、またその活動の支援

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①新たな団体、NPO団体の活動支援	まちづくり協働課	各課	12

（4）公共と地域が、総力で共に創りあげるプラットフォーム

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①地域組織との連携のためのプラットフォームづくり	まちづくり協働課	まちづくり協働課	13
②事業者支援団体との連携強化	商工労政課	商工労政課	14
③コミュニティ・スクール事業の推進	生涯学習課	生涯学習課	15
④オープンガバナンスの推進	企画課	各課	7

近江八幡市行政経営改革実施計画（案）

2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”

（1）未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①財政指標の適正管理	財政課	財政課	16
②統一的な基準による財務書類の作成と有効活用	財政課	各課	17
③税等の収納率の向上	収納・債権対策課 保険年金課 介護保険課 幼児課 住宅課	収納・債権対策課 保険年金課 介護保険課 幼児課 住宅課	18, 19, 20 21, 22
④使用料・手数料等の見直し	行政経営改革室	各課	23
⑤広告事業・ふるさと納税制度の推進	管財契約課 シティプロモーション推進課	各課	24, 25
⑥公有財産の有効活用と処分	管財契約課 住宅課	管財契約課 行政経営改革室 住宅課	26, 27
⑦公共施設等総合管理計画に基づくマネジメント	行政経営改革室	各課（施設実施課）	28
⑧新たな財源の確保に向けた取組	行政経営改革室	各課	29

（2）住民サービス向上に繋がる公民連携の推進

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①定型的・庶務業務等の民間委託の推進	管財契約課 行政経営改革室	各課 （管財契約課・総務課 ・行政経営改革室）	30, 31
②指定管理者制度等の活用	行政経営改革室	各課（施設実施課）	32
③病院事業の経営健全化	総合医療センター総務課	総合医療センター	33
④水道事業の経営健全化	上下水道課	上下水道課	34
⑤公共下水道事業の経営健全化	上下水道課	上下水道課	35
⑥第三セクター等出資団体・外郭団体等への支援、関与のあり方の見直し	行政経営改革室	各課	36

近江八幡市行政経営改革実施計画（案）

（３）担税力の強化・担税者の増加につながる取組み

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①創業支援に係る事業の支援・展開	商工労政課	商工労政課	37

3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”

（１）生産性・住民サービスの向上に繋がるICT技術の利活用・導入

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①ICT技術の導入・利活用	行政経営改革室 情報政策課	各課	38

（２）新たな時代に対応した行政評価、民間活力の活用等による業務改善

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①事務事業評価等の実施による業務の見直し	行政経営改革室	行政経営改革室・各課	39
②定型的・庶務業務等の民間委託の推進	管財契約課	管財契約課 行政経営改革室 各課	30

（３）社会情勢や市民ニーズに基づいた事業の統合再編・再構築

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①事務事業評価等の実施による業務の見直し	行政経営改革室	行政経営改革室・各課	39

（４）人的・物的資源の効果的配置

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①公有財産の有効活用と処分、 人材の効果的配置	住宅課・ 行政経営改革室・総務課	住宅課・ 行政経営改革室・総務課	27, 28, 40

（５）エビデンス・ベースでの政策立案（EBPM）の推進

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①データ分析を活かした観光政策の検討・実施	文化観光課	文化観光課	41
②データ分析・活用できる環境づくり	行政経営改革室	各課	42

近江八幡市行政経営改革実施計画（案）

4. 職員が輝く強靱な組織づくり “組織マネジメントの強化”

（1）適正な人員配置による効果的な組織運営

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①定員管理の適正化	総務課	総務課	40

（2）部署を超えた組織設置等の仕組みの構築

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①行政組織の見直し、横断的な行政組織の構築に向けた見直し	総務課	総務課	40

（3）組織風土改革が進む人材育成の推進

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①人材育成の推進	総務課	総務課	43

（4）職員の事務能率・生産性の向上につながる柔軟な働き方の推進

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①働き方改革の推進	総務課	総務課	44

（5）職員の資質向上とこれからの行政経営につながる研修の充実・拡大

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①人材育成の推進	総務課	総務課	43

（6）職員が地域と関わっていくための能力向上と、地域活動への積極的参加の仕組みづくり

具体的取組項目	推進課	実施課	掲載頁
①職員の地域活動への積極的参加の推進	総務課 まちづくり協働課	総務課 まちづくり協働課	45, 46

実施計画取組項目

		体系・項目番号	1-(1)-①		
行政経営改革指針 の基本方針	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり”市民との協働”、そして共創へ”				
取組項目	(1).市民が主役・主体のまちづくりとなる仕組みの構築				
具体的取組項目	身近な自治システムの充実と市民参画の促進				
推進課	まちづくり協働課	実施課	各課		
目的	市民自らが主役であると実感いただき、地域の課題と解決方法を自ら考え行動できるための仕組みの構築を進めていくため。				
取組内容	協働のまちづくり基本条例に基づき、市民自治基本計画を策定し、その方針・取組を通じて協働のまちづくりを推進することにより、個性豊かな地域社会の実現を図る。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民自治基本計画の検討	▶				
市民自治基本計画の策定		▶			
市民自治基本計画に基づく地域協働の推進			▶		
進捗管理、検討、検証			▶		
目標		効果			
令和2・3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の計画が令和3年度末に終期を迎えるため、令和3年度中に第2期計画(R4～8年度)の策定に着手し、策定する。 ・現行計画の検証・評価を行う。 	<p>【市の効果】 市民自治基本計画を策定することで、地域力を強化するための基本的な考え方や、地域課題に取り組む際の行政の役割と責任を示すことができ、市民が主体的にまちづくりに参画する市民自治を総合的・計画的に進めることができる。</p> <p>【市民の効果】 市民自治基本計画を策定することで、地域力を強化するための基本的な考え方や、地域課題に取り組む際の市民の役割と責任を示すことができ、市民が主体的にまちづくりに参画する市民自治を総合的・計画的に進めることができる。</p>			
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期計画に基づき市民自治を推進する。 				
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期計画に基づき市民自治を推進する。 				
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期計画に基づき市民自治を推進する。 ・計画の中間年に当たることから、市民自治の推進の進捗状況の検証・評価を行う。 				

行政改革取組項目

		体系番号	1-(1)-② 1-(4)-④
行政経営改革指針 の基本方針	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”		
取組項目	(1)市民が主役・主体のまちづくりとなる仕組みの構築 (4)公共と地域が、総力で共に創りあげるプラットフォーム		
具体的取組項目	オープンガバナンスの推進		
推進課	企画課	実施課	各課
目的	地域課題について市民や団体、企業、行政が議論し、協働で課題解決にあたる、市民参加型の公共サービスを展開するため。		
取組内容	「透明性」「参加」「協働」の原則のもと、市民と団体、企業及び行政のそれぞれの立場から提供された地域課題や行政課題に対して、対等の立場で課題解決のための議論に参加し、事業の実施にあたっては市民と団体、企業及び行政がそれぞれ持つ資源やサービスの提供による公共私のベストミックスで事業を展開する取り組みを目指す。		
主な実施内容	実施スケジュール		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
OG推進協議会の実施	→		
OG推進方針の策定	→		
プラットフォームシステムの構築	→		
OG試行的運用	→		
OG運用	→		
目標		効果	
令和2・3年度	OG推進協議会で協議し「オープンガバナンス推進方針」の策定およびデジタルプラットフォームシステムを構築する。 試行的に、行政課題やリアル会議をプラットフォームに提供し、参加者の意見や、議論の反映を検討する。	【市の効果】 行政は、市民の議論を参考に政策決定ができるため、市民の納得度の高い事業を実現できる。 行政は、より課題が分かりやすい形で情報を提供する環境が生まれる。	
令和4年度	OG推進協議会で参加者(登録者)の目標を設定	【市民の効果】 ・市民が地域課題を自分事として捉え、自らが課題解決に取り組む環境、意識の醸成が生まれる。 ・市民が主体的に参加することで、次世代のまちづくりの担い手の育成に繋がる。 ・民間は、必要とされる市民ニーズが分かり事業に活用できる。	
令和5年度	OG推進協議会で参加者(登録者)の目標を設定	・デジタルプラットフォーム上でまちのデータや行政課題、地域課題、議論の過程がオープンになることで、自治体と市民が地域の課題とその取組を共有できる。	
令和6年度	OG推進協議会で参加者(登録者)の目標を設定		

実施計画取組項目

体系番号	1-(2)-①
------	---------

行政経営改革指針の基本方針	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”				
取組項目	(2).信頼を築く情報発信、広聴機能の充実				
具体的取組項目	市民に向けた情報公開・見える化の推進				
推進課	財政課	実施課	各課		
目的	市政運営の透明性の向上と市政への市民参画を推進するため。				
取組内容	行政情報の積極的かつ迅速な公開に取り組み、予算や決算などの財務情報や行政改革の取組状況などの見える化を実施し、分かりやすい提供で市民と情報の共有化を図る。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算編成過程等「予算の見える化」を実施(市HP・広報にて)	→				
目標	効果				
令和2・3年度	予算編成過程と決算情報について迅速に市HP等にて公表を行い、分かりやすい情報を提供できるよう予算資料にあたってはワンペーパーによる資料作成を推進する。	【市の効果】 予算編成過程と決算情報について迅速に公表し、分かりやすい情報を提供することで市の信用や透明性が向上する。 【市民の効果】 分かりやすい情報を提供することで、市民が正しく市の財政状況を理解することができる。			
令和4年度	予算編成過程と決算情報について迅速に市HP等にて公表を行い、分かりやすい情報を提供できるよう予算資料にあたってはワンペーパーによる資料作成を推進する。				
令和5年度	予算編成過程と決算情報について迅速に市HP等にて公表を行い、分かりやすい情報を提供できるよう予算資料にあたってはワンペーパーによる資料作成を推進する。				
令和6年度	予算編成過程と決算情報について迅速に市HP等にて公表を行い、分かりやすい情報を提供できるよう予算資料にあたってはワンペーパーによる資料作成を推進する。				

実施計画取組項目

		項目番号			1-(2)-①	
行政経営改革指針の基本方針		1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”				
取組項目		(2).信頼を築く情報発信、広聴機能の充実				
具体的取組項目		市民に向けた情報公開・見える化の推進				
推進課		行政経営改革室		実施課	各課	
目的		市政運営の透明性の向上と市政への市民参画を推進するため。				
取組内容		行政情報のより積極かつ迅速な公開に取り組み、予算や決算などの財務情報や行政改革の取組状況などの見える化を実施し、分かりやすい提供で市民と情報の共有化を図る。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民にとって分かりやすい行政改革等の情報提供方法を検討・研究		→				
LINEを利用したの新たな情報公開の検討			→			
目標		効果				
令和2・3年度	行政改革の取組状況等の見える化、透明性の向上のため、令和3年度からLINEの近江八幡市公式アカウントを開設し、情報発信を行う。また、当室のみでなく全庁的な活用を行うことで新たな情報公開に繋げていく。	【市の効果】 分かりやすい方法で市民と情報の共有化を行うことで、市政運営の透明性の向上を図ることができ、市民の市政への参画推進に繋がる。				
令和4年度	LINE公式アカウントを利用した情報発信について、全庁的な利用率を確認し、未対応の所属に対して要因の分析と利用に向けた取組を行う。また、行政改革の取組状況等について、市民にとって分かりやすい情報提供の方法を検討・研究していく。	【市民の効果】 市政の状況を適切に把握でき、様々な事業へ関心を高め参画するきっかけを創出できる。また、幅広い年代への情報発信を行えるLINE等を活用することで、市政を身近に感じ、知ることができる。				
令和5年度	LINE公式アカウントを利用した情報発信について、各年度の取組内容を分析・評価を行う。また、分析、評価結果を用いて市民への最適な情報発信手段を検討する。	【備考】 LINE等に限らず、所属ごとに最適なツールを用いることでTwitterやFacebook等の既存のツールと差別化を図りながら、全庁的により迅速な情報公開を行える仕組みを整えていく。				
令和6年度	前年度に検討を行った最適な情報発信手段を試行する。これにより、次期指針策定時に向けた迅速な情報公開を行える仕組みを整える。					

実施計画取組項目

		体系・項目番号	1-(3)-①		
行政経営改革指針の基本方針	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり”市民との協働”、そして共創へ”				
取組項目	(3).地域課題の解決を目的とする団体づくり、またその活動の支援				
具体的取組項目	新たな団体、NPO団体の活動支援				
推進課	まちづくり協働課	実施課	各課		
目的	すでに本市では地域課題の解決を目的とする自主的な団体が多く存在し、そのような団体の支援と、新しく団体が生まれるような環境づくりを進めていくため。				
取組内容	まちづくり支援交付金の有効活用や地域活動を行う団体等を支援する仕組みを構築し、市民参画を促進する。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
NPO団体等の活動支援事例研究	▶				
新たな団体の設立支援の検討				▶	
目標			効果		
令和2・3年度	・新しく団体が生まれるような環境づくりのための事例研究をする。		【市の効果】 地域の課題解消に取り組む各種団体の支援を行うことにより、各地域で個性豊かな地域社会を実現でき、地域力の向上を図ることができる。このことは、市が推進する協働のまちづくりの発展に寄与できる。		
令和4年度	・新しく団体が生まれるような環境づくりのための事例研究をする。				
令和5年度	・新しく団体が生まれるような環境づくりのための支援を検討する。				
令和6年度	・新しく団体が生まれるような環境づくりのための支援を検討する。				
			【市民の効果】 地域だけでは対応できない課題であっても、市から支援を受けることで取り組みが進められ、課題を解消することができる。また、地域課題を自主的に解決できる団体・組織の育成にも寄与する。		

実施計画取組項目

		体系・項目番号	1-(4)-①		
行政経営改革指針の基本方針	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり”市民との協働”、そして共創へ”				
取組項目	(4).公共と地域が、総力で共に創りあげるプラットフォーム				
具体的取組項目	地域組織との連携のためのプラットフォームづくり				
推進課	まちづくり協働課	実施課	まちづくり協働課		
目的	人口減少や少子高齢化などの社会の変化によりこれまで地域を支えてきた様々な機能の低下に対応に向け、新しい公共と地域相互間の協力関係、支えあいのためのプラットフォームづくりを目指すため。				
取組内容	地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)等からの要望を取りまとめ、その対応を図るための新たなプラットフォームづくりに取り組む。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新たなプラットフォームづくりの事例研究	▶				
新たなプラットフォームを検討する				▶	
目標			効果		
令和2・3年度	地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)からの要望をまちづくり協働課において取りまとめ、相互理解のための新たなプラットフォームづくりを事例研究する。		【市の効果】 地域からの意見を素早く聞き取り対応する仕組みとしてプラットフォームを構築することで、行政サービスの向上、効果的・効率的な行政経営につなげることができる。 【市民の効果】 行政活動の透明性の向上を図るための仕組みとしてプラットフォームを構築することで市民に対する説明責任を果たすとともに、行政サービスを向上させ、効果的・効率的な行政経営が行える。		
令和4年度	地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)からの要望をまちづくり協働課において取りまとめ、相互理解のための新たなプラットフォームづくりを事例研究する。				
令和5年度	地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)からの要望をまちづくり協働課において取りまとめ、相互理解のための新たなプラットフォームを検討する。				
令和6年度	地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)からの要望をまちづくり協働課において取りまとめ、相互理解のための新たなプラットフォームを検討する。				

実施計画取組項目

		体系番号	1-(4)-②		
行政経営改革指針の基本方針	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり”市民との協働、そして共創へ”				
取組項目	(4).公共と地域が、総力で共に創りあげるプラットフォーム				
具体的取組項目	事業者支援団体との連携強化				
推進課	商工労政課	実施課	商工労政課		
目的	令和2年度中に策定する商工業振興ビジョンの推進を図り、官民連携した市内事業者に対する効率的かつ効果的な支援を行い、商工業の振興に寄与するため。				
取組内容	行政と商工会議所や商工会など事業者支援団体が実施する事業を共有・役割分担を行う場を設置し、定期的に協議を実施する。 ・商工業振興ビジョンの策定(令和元年度～令和2年度) ・協議体制の構築(メンバー、役割、時期等の設定) ・定期的な意見交換の実施(問題点・課題の共有、現事業の共有及びブラッシュアップ等)				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
商工業振興ビジョン作成					
プラットフォーム体制構築					
定期的な意見交換の実施					
目標	効果				
令和2・3年度	・商工業振興ビジョンの策定(令和2年度中) ・協議体制の構築(令和3年度当初) ・定期的な意見交換の実施 →課題の共有、事業の連携による効率化		【市の効果】 ・事業者の実態を知る商工会議所や商工会との連携により、現状の課題をリアルタイムで把握することができる。 ・課題に即した事業の企画・立案が可能となり、商工会議所や商工会と連携しながら効率的でかつ効果的な事業の実践を行うことが期待できる。		
令和4年度	・定期的な意見交換の実施 →課題の共有、事業の連携による効率化		【市民の効果】 ・直接的または短期的な効果は見込みにくいですが、将来にわたり、本市の経済を支える事業所の支援により、将来的な税収増加による経済効果や市民の就業につながる事が期待できる。		
令和5年度	・定期的な意見交換の実施 →課題の共有、事業の連携による効率化				
令和6年度	・定期的な意見交換の実施 →課題の共有、事業の連携による効率化				

実施計画取組項目

		体系番号	1-(4)-③		
行政経営改革指針 の基本方針	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり”市民との協働、そして共創へ”				
取組項目	(4).公共と地域が、総力で共に創りあげるプラットフォーム				
具体的取組項目	コミュニティ・スクール事業の推進				
推進課	生涯学習課	実施課	生涯学習課		
目的	子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長をめざし、社会総がかりでの教育の実現を目指すため。				
取組内容	令和3年度から、すべての公立幼稚園・小学校・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして、学校と地域が同じ目標を持って学校運営に取り組むことで、「学校を元気に」、「地域を元気に」する活動を推進する。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内11校園が学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの取組を実施	▶				
市内全ての21校園が学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの取組を実施		▶			
子どもと地域の情報共有と熟議	▶	▶	▶	▶	▶
共有した目標の協働活動	▶	▶	▶	▶	▶
持続可能な取組として評価	▶	▶	▶	▶	▶
目標		効果			
令和2・3年度	・すべての公立幼稚園・小学校・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして、学校と地域が同じ目標を持って学校運営に取り組む。		【市の効果】 学校は、コミュニティ・スクールの導入により、地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立されることで、地域と学校が共通の目標に向かって、積極的な取組が可能となる。		
令和4年度	・学校と地域の連携・協働に向けて、子どもと地域の課題を情報共有し、目標・ビジョンを熟議して共有し、学校を核とした地域ネットワークで協働し、持続可能な取組として評価し、次年度活動に活かす。		【市民の効果】 地域住民は、コミュニティ・スクールの導入により、共通の目標・ビジョンを共有し、教育の当事者として学校運営や子どもたちの教育活動に積極的に参加でき、社会総がかりでの教育の実現を図ることが可能となる。		
令和5年度	・さらなる学校と地域の連携・協働に向けて、子どもと地域の課題を情報共有し、目標・ビジョンを熟議して共有し、学校を核とした地域ネットワークで協働し、持続可能な取組として評価し、次年度活動に活かす。				
令和6年度	・さらに学校と地域の連携・協働に向けて、子どもと地域の課題を情報共有し、目標・ビジョンを熟議して共有し、学校を核とした地域ネットワークで協働し、持続可能な取組として評価し、次年度以降の活動に活かす。				

実施計画取組項目

		体系番号	2-(1)-①		
行政経営改革指針の基本方針	2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目	(1). 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組				
具体的取組項目	財政指標の適正管理				
推進課	財政課	実施課	財政課		
目的	景気の動向や今後の大型施設整備事業等の実施による将来的なリスクを最大限見通した中期財政計画を策定し、財政指標の適正管理を行い、健全な財政運営を図るため。				
取組内容	毎年中期財政計画を見直し、将来的な健全化判断比率及び各財政指標の動向を注視しながら、市債と基金の適正管理を行うことにより、全国都市平均などを基準とした高い水準の財政指標を維持できる財政運営を行う。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中期財政計画改定版の策定	▶				
中期財政計画の見直し		▶	▶	▶	▶
財政指標の適正管理	▶	▶	▶	▶	▶
目標		効果			
令和2・3年度	高い水準の健全財政基盤の確立に向けて、市債と基金の指標を重視し、以下の指標基準を目標とする。 地方債現在高比率を200%以下 積立金現在高比率を50%以下 実質公債費比率5.8%以下 将来負担比率27.4%以下 実質赤字比率0%以下				【市の効果】 地方公共団体は、健全な財政を維持する能力が問われており、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(地方財政健全化法)に基づく全国都市平均値を目標水準に設定することや市独自の目標水準を定めることで持続可能な財政運営を図る。
令和4年度	高い水準の健全財政基盤の確立に向けて、市債と基金の指標を重視し、以下の指標基準を目標とする。 地方債現在高比率を200%以下 積立金現在高比率を50%以下 実質公債費比率5.8%以下 将来負担比率27.4%以下 実質赤字比率0%以下				【市民の効果】 少子高齢化の進展や社会経済情勢から厳しさを増す地方公共団体の財政運営の状況(指標)を、監査委員の審議や議会への報告並びに市民への分かりやすい財政状況を公表(開示)することで、市行政の透明性の確保と説明責任を果たすことにより、市民生活の安心・安定につなげる。
令和5年度	高い水準の健全財政基盤の確立に向けて、市債と基金の指標を重視し、以下の指標基準を目標とする。 地方債現在高比率を200%以下 積立金現在高比率を50%以下 実質公債費比率5.8%以下 将来負担比率27.4%以下 実質赤字比率0%以下				
令和6年度	高い水準の健全財政基盤の確立に向けて、市債と基金の指標を重視し、以下の指標基準を目標とする。 地方債現在高比率を200%以下 積立金現在高比率を50%以下 実質公債費比率5.8%以下 将来負担比率27.4%以下 実質赤字比率0%以下				

実施計画取組項目

		体系番号	2-(1)-③		
行政経営改革指針の基本方針	2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ“持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目	(1).未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組				
具体的取組項目	税等の収納率の向上				
推進課	保険年金課	実施課	保険年金課		
目的	負担の公平・公正に努め、税等の収納率向上に努めるため。				
取組内容	市税や各種料金は行政運営の根幹を成す財源であり、公平、公正の観点からも収納率の向上に努める。訪問徴収や、きめ細かな納付相談、口座振替納付の推進に努め、徴収困難な公債権は関係課と連携し滞納処分などの対策を講じる。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険料の収納率向上					
後期高齢者医療保険料の収納率向上					
目標			効果		
令和2・3年度	(国民健康保険) ・当初賦課時や資格異動届出時に口座振替納付の推進を図る。 ・督促状や定期的な催告書を送付し納付への意識喚起を図り滞納解消につなげる。 ・徴収員による訪問徴収、きめ細かな納付相談(分納相談等)を実施し収納率の向上を図る。 (後期高齢者医療保険) ・年齢到達時や納付方法変更時に口座振替納付の推進を図る。 ・納付忘れと思われる者へ納付書を再送付し、納付につなげる。 ・督促状や定期的な催告書を送付し納付への意識喚起を図り滞納解消につなげる。 ・徴収員による訪問徴収、きめ細かな納付相談(分納相談等)を実施し収納率の向上を図る。 (目標収納率) 国民健康保険料 現年 95% 後期高齢者医療保険料 現年99.7%		【市の効果】 適正な収納に努めることにより財源の確保につながり、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療保険特別会計の安定的な運営に寄与できる。 【市民の効果】 きめ細かな対応、周知により、制度への理解が得られ公平・公正な収納につながる。		
令和4年度	・上記目標は継続して実施する。 (目標収納率) 国民健康保険料 現年 95% 後期高齢者医療保険料 現年99.7%				
令和5年度	・上記目標は継続して実施する。 (目標収納率) 国民健康保険料 現年 95% 後期高齢者医療保険料 現年99.7%				
令和6年度	・上記目標は継続して実施する。 (目標収納率) 国民健康保険料 現年 95% 後期高齢者医療保険料 現年99.7%				

実施計画取組項目

		体系番号	2-(1)-③		
行政経営改革指針の基本方針	2. 市民が誇りに思え、満足できるまちを創っていけるための、持続可能な財政基盤の確立				
取組項目	(1)税等収納率の向上				
具体的取組項目	税等の収納率の向上				
推進課	幼児課	実施課	幼児課		
目的	税等の負担の公平性・公正性を確保するため。				
取組内容	市税や各種料金は行政運営の根幹を成す財源であり、公平・公正の観点からも収納率の向上に努める。納付相談や口座振替納付の推進など利便性を図るとともに、徴収困難な公債権は関係各課が連携して滞納処分など対策を講じる。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育料の徴収率の向上					
目標			効果		
令和2・3年度	保育料徴収率の向上 現年分99.5%を目指す (R1年度徴収率99.4%)	【市の効果】 市税及び各種料金の徴収率を向上することで、行政運営の根幹となる財源収入が確保される。 【市民の効果】 納付相談や口座振替納付の推進等、徴収への利便性を図ることで、税等の負担の公平・公正性が確保される。			
令和4年度	保育料徴収率の向上 現年分99.5%を目指す (R1年度徴収率99.4%)				
令和5年度	保育料徴収率の向上 現年分99.5%を目指す (R1年度徴収率99.4%)				
令和6年度	保育料徴収率の向上 現年分99.5%を目指す (R1年度徴収率99.4%)				

実施計画取組項目

		体系番号	2-(1)-③		
行政経営改革指針 の基本方針	2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ“持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目	(1).未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組				
具体的取組項目	税等の収納率の向上				
推進課	住宅課	実施課	住宅課		
目的	住宅使用料の負担の公平・公正性を確保するため。				
取組内容	各種料金は行政運営の根幹を成す財源であり、公平・公正の観点からも収納率の向上に努める。納付相談や口座振替納付の推進など利便性の向上を図るとともに、徴収困難な債権は関係各課と連携して対策を講じる。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
催告書や来庁依頼書の強化					
目標		効果			
令和2・3年度	住宅使用料の収納率の向上 現年分収納率88.8%を目指す。(令和元年度 現年度収納率88.44%) 催告書の発送、分割納付誓約の取付を行う。		【市の効果】 催告書の発送などさらなる徴収強化の取り組みを行い、悪質滞納者についても分割納付誓約を取り付けるなどし、不納欠損額の減少に繋げる。滞納家賃の回収により未収額の縮減を図ることができる。		
令和4年度	住宅使用料の収納率の向上 現年分収納率89.0%を目指す。 催告書の発送、分割納付誓約の取付を行う。		【市民の効果】 税等の負担の公平・公正性が確保される。		
令和5年度	住宅使用料の収納率の向上 現年分収納率89.2%を目指す。 催告書の発送、分割納付誓約の取付を行う。				
令和6年度	住宅使用料の収納率の向上 現年分収納率89.4%を目指す。 催告書の発送、分割納付誓約の取付を行う。				

実施計画取組項目

		項目番号	2-(1)-④		
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”			
取組項目		(1). 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組			
具体的取組項目		使用料・手数料等の見直し			
推進課	行政経営改革室	実施課	各課		
目的	市民間の受益と負担の公平性を確保するため。				
取組内容	使用料、手数料などの受益者負担金については、サービスに要するコスト縮減を図るための継続的な改善に努めるとともに受益者負担の公平性・公正性を確保するため定期的な見直しを行う。また、消費税増税等の社会情勢の変化に合わせ、適宜見直しの実施を行う。				
主な実施内容		実施スケジュール			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規使用料の設定及び変更など					
統一的な基準と、施設の目的に応じた公会計と連動する使用料、利用料の見直し					
目標		効果			
令和2・3年度	「受益者負担の基本的な考え方(平成24年度改訂)」について時代に合わせた最新の状態へ見直しの検討。統一的な基準と、施設の目的に応じた公会計と連動する使用料、利用料の見直しを行うため、財政部局と協議を進めながら手法の研究を行う。	【市の効果】 公会計との連動や、受益者負担金の考え方に基づき、使用料、手数料を設定しなすことでサービスに要するコスト縮減を図り、市の財源確保に資する。 【市民の効果】 公会計との連動や、受益者負担の考え方に基づき、使用料、手数料を設定することで施設の利用者とそれ以外の方の間で公平性・公正性を確保することができる。			
令和4年度	「受益者負担の基本的な考え方」について、検討した見直し内容を元に素案の策定を行う。加えて、公会計と連動した使用料、手数料に係る指針を策定する。				
令和5年度	「受益者負担の基本的な考え方」について策定・更新と公会計と連動した使用料、手数料に係る指針の周知に努める。				
令和6年度	「受益者負担の基本的な考え方」、公会計と連動した使用料、手数料に係る新たな指針を用いて変更を行うための手続きを進める。また、財政効果について検証する。				

実施計画取組項目

		体系番号	2-(1)-⑤		
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”			
取組項目		(1).未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組			
具体的取組項目		広告事業・ふるさと納税制度の推進			
推進課		シティプロモーション推進課	実施課		各課
目的		自主財源を確保し、より安定した公共サービスの提供につなげるため。			
取組内容		ふるさと納税制度は、謝礼品を充実し、さらなる寄附の周知や利便性の向上を図る。			
主な実施内容		実施スケジュール			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふるさと納税寄附推進事業 (謝礼品の充実、地場産品PR等)					
目標		効果			
令和2・3年度	ふるさと納税制度に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイトを通して市内地場産品を広く周知する。	<p>【市の効果】 令和元年6月にふるさと納税制度の地場産品基準が法制化されたが、まだまだ不安定な制度設計であるため、寄附金収入に財源を依存することはできない。しかし、制度が存続している間はふるさと納税寄附金により、自主財源を確保できる。</p> <p>【市民の効果】 ふるさと納税寄附の謝礼品は、総務省告示の地場産品基準に基づいて掲載していることから、市内で生産・加工された地場産品を取り扱っており、市内事業者や生産者への発注が増え新たな販路としても期待でき、地域の活性化に寄与する。 また、自主財源の確保により、安定的な行政サービスを提供することが見込める。</p>			
令和4年度	ふるさと納税制度に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイトを通して市内地場産品を広く周知する。				
令和5年度	ふるさと納税制度に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイトを通して市内地場産品を広く周知する。				
令和6年度	ふるさと納税制度に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイトを通して市内地場産品を広く周知する。				

実施計画取組項目

		体系番号		
		2-(1)-⑥	3-(4)-①	
行政経営改革指針の基本方針	2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ“持続可能な財政基盤の確立” 3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦“未来につながる行政経営の推進”			
取組項目	(1).未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組 (4).人的・物的資源の効果的配置			
具体的取組項目	公有財産の有効活用と処分			
推進課	住宅課	実施課	住宅課	
目的	住宅地区改良事業等により建設した改良住宅(2戸1)を入居者に譲渡し、持家化を推進することで、地域住民の自立意識の向上や地域の活力を高めるため。			
取組内容	令和2年3月に改定した近江八幡市改良住宅(2戸1)譲渡基本方針に基づき、引き続き譲渡処分を行う。			
主な実施内容	実施スケジュール			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別訪問の実施				
改良住宅(2戸1)の譲渡(空家住宅含む)				
目標		効果		
令和2・3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡戸数6戸/年間(空家住宅含む) ・引き続き譲渡処分を進める。 		【市の効果】 改良住宅の譲渡を進めることで、市営住宅としての更新費用の削減や維持管理にかかる経費が低減されるとともに持家化の推進を図る。 【市民の効果】 入居者に譲渡し、持家化を推進することで、地域住民の自立意識の向上や地域の活力を高めることに寄与する。	
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡戸数6戸/年間(空家住宅含む) ・引き続き譲渡処分を進める。 			
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡戸数6戸/年間(空家住宅含む) ・引き続き譲渡処分を進める。 			
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡戸数6戸/年間(空家住宅含む) ・近江八幡市改良住宅(2戸1)譲渡基本方針の中間見直しにかかる検討を行う。 			

実施計画取組項目

		体系・項目番号		
		2-(1)-⑦		
		3-(4)-①		
行政経営改革指針の基本方針	2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ“持続可能な財政基盤の確立” 3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”			
取組項目	(1)未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組 (4)人的・物的資源の効果的配置			
具体的取組項目	公共施設等総合管理計画・個別施設計画に基づくマネジメント			
推進課	行政経営改革室	実施課	各課(施設所管課)	
目的	財政負担の軽減・平準化と施設の適正配置を図るため。			
取り組み内容	公共施設等総合管理計画と方針に基づいた施設類型ごとの個別計画を策定が完了したことから、対象期間の第1期となる平成29年から令和8年までの進捗管理を行う。毎年度、進捗の確認と3年に1度の見直しを適切に行い、中長期的な視点から、有効活用や統廃合及び長寿命化など、公共施設の効果的・効率的な管理運営を行う。また、財政負担の軽減・平準化と施設の適正配置に資する公共施設の新たな活用方法の検討を行う。			
主な実施内容	実施スケジュール			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 令和6年度
個別施設計画の進捗管理	→			
公共施設等総合管理計画、個別施設計画の見直しの実施	→			
公共施設の適正配置に係る検討	→			
公共施設の新たな活用に係る研究	→			
公共施設の新たな活用を行う推進体制、仕組みづくり	→			
目標		効果		
令和2・3年度	令和2年度は各施設所管課に進捗管理を行い、適切に計画が進められていることを確認する。令和3年度は新庁舎との関係性を考慮し、計画の見直しを実施する。	【市の効果】 市が所有する全施設を対象に、各公共施設にかかるコストと利用状況の両面から各施設の課題を抽出したうえで、公共施設の質と量の最適配置や長寿命化等の公共施設マネジメントを推し進めることができる。また、公共施設の新たな活用方法を検討し、計画的に進めていくことで市の財産を有効活用できる。 【市民の効果】 限られた財源のなか、持続可能なまちづくりを実現しつつ、市民のニーズに対応した公共施設を利用したサービス提供を維持することができる。また、今まで活用されていなかった施設も新たな活用方法や譲渡を含めた除却を検討し、計画的にマネジメントすることによって市民サービスの向上に繋がる。		
令和4年度	見直しを行った各施設の状況を元に、施設ごとの統合や廃止を考え、提案できるようマネジメントを行う。また、公共施設の新たな活用方法を検討するため、関係課と協議や先行事例の研究を行う。			
令和5年度	見直しを行った各施設の新庁舎供用開始後の状況を元に、さらなる施設ごとの統合や廃止を考え、提案できるようマネジメントを行う。また、公共施設の新たな活用を行うための推進体制、仕組みづくりを行う。			
令和6年度	令和4・5年度に行った公共施設のマネジメント内容を元に、各計画の見直しを実施し、公共施設の効果的・効率的な管理運営に繋げる。また、公共施設の新たな活用を行うための推進体制、仕組みづくりを行う。			

実施計画取組項目

		体系番号	2-(2)-① 3-(2)-②		
行政経営改革指針の基本方針	2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ“持続可能な財政基盤の確立” 3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦“未来につながる行政経営の推進”				
取組項目	(2).住民サービス向上に繋がる公民連携の推進 (2).新たな時代に対応した行政評価、民間活力の活用等による業務改善				
具体的取組項目	定型的・庶務業務の民間委託の推進				
推進課	管財契約課	実施課	管財契約課 行政経営改革室・総務課		
目的	費用対効果、受託能力などを勘案しながら民間のノウハウを活用して、業務能率を上げるため。				
取組内容	公用車管理・庁舎維持管理業務等の管財契約課業務全般における定型的業務や庶務業務を洗い出して、民間委託の余地を検討し、推進していく。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公用車リース検討	▶				
公用車リース運用		▶			
庁舎維持管理包括委託の検討	▶				
庁舎維持管理包括委託業者選定		▶			
庁舎維持管理包括委託開始			▶		
目標		効果			
令和2・3年度	現在の各業務について、費用対効果や受託能力を考慮し、民間への委託事業内容を検討する。 令和3年度から公用車管理は民間委託導入の試行を開始し、庁舎維持管理等は包括委託を念頭において方針を固める。	【市の効果】 業務のアウトソーシング化によって、民間委託できない業務に職員が注力できるようになる。 諸管理において専門的なノウハウを持つ民間業者に委託することで、管理の質の向上が期待できる。 【市民の効果】 市役所内リソース(人的資源)確保により、市民の要望に迅速に対応できる体制を整えることができ、行政サービスの向上が期待できる。			
令和4年度	公用車管理は、新庁舎における公用車設置台数の確定をはじめに、全台リースを視野に入れて算出した公用車管理スペースを新庁舎実施設計に反映させる。 庁舎維持管理等は、新庁舎実施設計と連携しながら、包括委託の仕様を固めて業者を選定していく。				
令和5年度	新庁舎での各業務における民間委託を本格的に推進していく。				
令和6年度	前年度までの民間委託推進結果をまとめ、効果を確認し、新庁舎の業務に適した体制の構築を整える。				

実施計画取組項目

		体系番号		2-(2)-①		
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目		(2).住民サービス向上に繋がる公民連携の推進				
具体的取組項目		定型的・庶務業務等の民間委託の推進				
推進課		行政経営改革室		実施課	各課	
目的		行政責任の確保、法令との整合性、費用対効果、受託能力などを総合的に勘案しながら民間のノウハウを活用し、行政事務等の効率化を図るため。				
取組内容		「公共サービスの行政関与および民間委託等に関する指針(平成24年度改訂)」に基づき、民間委託を進めるとともに、定型的業務や庶務業務等について民間委託等の可能性を検討する。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民間委託できる業務の確認						
新庁舎整備に見据えた業務の見直し、民間委託の検討						
新庁舎整備に合わせた委託を行う関係課への支援						
目標		効果				
令和2・3年度	まだ検討されていない定型的業務や庶務業務等について民間委託の可能性を検討するため、関係課と協議を行う。また、新庁舎整備を見据えた業務の見直しを行い、民間委託できる業務の特定に向け検討する。	【市の効果】 定型的業務や庶務業務等について民間委託を行うことで行政事務等の効率化を図ることができ、相談業務や判断が必要となるものなど、職員が直接対応が必要となる業務に注力することができる。				
令和4年度	特定された定型的業務や庶務業務等について民間委託の開始に向け、関係課が進められるよう支援し、次年度に開始できるよう進める。	【市民の効果】 民間のノウハウを活用したサービスの提供が可能となり、また、相談業務等に職員が注力できる環境を整えることで行政サービスの向上に繋がる。				
令和5年度	特定された定型的業務や庶務業務等について民間委託等を開始し、関係課における進捗状況を確認し、必要に応じ支援する。また、新庁舎竣工後も引き続き、民間委託ができる可能性のある業務について、委託を検討する。					
令和6年度	まだ検討されていない定型的業務や庶務業務等について民間委託の可能性を検討するため、関係課と協議を行う。また、新庁舎竣工後も引き続き、民間委託ができる可能性のある業務について、委託を検討する。					

実施計画取組項目

		体系・項目番号	2-(2)-③		
行政経営改革指針の基本方針	2. 市民が誇りに思え、満足できるまちを創っていただけるための、持続可能な財政基盤の確立				
取組項目	(2).地方公営企業の経営健全化				
具体的取組項目	病院事業の経営健全化				
推進課	総合医療センター 総務課	実施課	総合医療センター		
目的	東近江医療圏域の基幹病院として急性期医療を中心とした医療サービスの充実と経営の安定化を図るため。				
取組内容	平成28年度に策定した新公立病院改革プランを継承し、更なる医療の質と安全性の向上ならびに経営の安定化に向けた新プランの策定を行う。また、働き方改革を推進し、医師をはじめ医療スタッフを適切に配置できるよう、必要な医療機能を備えた体制を整備していきながら持続可能な病院経営を目指す。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現改革プラン評価・新改革プラン策定	▶				
新改革プラン事業進捗管理			▶		
病棟再編検討		▶			
働き方改革の推進	▶				
目標			効果		
令和2・3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に現改革プランの評価・検証を行う。 ・令和3年度に総務省が改定予定の新公立病院改革ガイドラインの内容に沿った新プランの策定を行う。 ・令和2年度より、医師・看護師の働き方改革を推進する取り組みを継続して行っていく。 		<p>【市の効果】 持続可能な財政基盤の確立を行うことで公立病院として不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を担い、地域医療構想達成の推進を図る。</p> <p>【市民の効果】 地域連携を強め、健全経営を行うことで切れ目なく充実した医療サービスを提供できる。</p>		
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の診療報酬改定内容を見定め、新改革プランに基づいた健全経営・進捗管理を行う。 ・さらに近隣病院との連携を強化し、病棟再編の検討・実施を行う。 				
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度も引き続き、新改革プランに基づいた健全経営を行い、進捗管理を行う。 				
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の診療報酬改定内容を見定め、引き続き、新改革プランに基づいた健全経営を行い、進捗管理を行う。 				

実施計画取組項目

		体系番号	2-(2)-④		
行政経営改革指針の基本方針	2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ“持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目	(2).住民サービス向上に繋がる公民連携の推進				
具体的取組項目	水道事業の経営健全化				
推進課	上下水道課	実施課	上下水道課		
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも良質でおいしい水を継続して安定的に供給するため。 ・公営企業として経費の縮減、業務の効率化を図り、健全な経営に努めるため。 ・老朽化した施設の更新並びに災害に強い施設の整備を計画的に進めるため。 				
取組内容	アセットマネジメント計画を基に、今後の水道事業(主に施設・管路の更新)に係る経営計画・年次計画を検討しつつ、早急な耐震化が必要な円山配水池や重要管路の耐震化事業、老朽管路の更新を継続・計画的に行います。また、窓口委託の拡大や遊休資産の整理・売却の検討を行う。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業経営計画・年次計画		▶			
円山配水池の改築事業		▶	▶	▶	▶
重用管路の耐震化 老朽管の更新		▶	▶	▶	▶
窓口委託業務拡大の検討		▶	▶	▶	▶
遊休資産の整理・売却		▶	▶		
目標			効果		
令和2・3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業計画の策定 ・円山配水池耐震化事業(地籍調査等) ・重要管路の耐震化検討・実施 ・老朽管路の更新 ・窓口委託拡大の検討、情報収集 ・遊休資産の整理 		【市の効果】 水道事業においては、安定した経営が求められており、計画的に施設や管路の耐震化・更新事業を実施していくことで、効率的・効果的な施設の管理運営を行うことができる。		
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・円山配水池耐震化事業(取付道路設計) ・重要管路の耐震化検討・実施 ・老朽管路の更新 ・窓口委託契約の検討・締結 ・遊休資産の整理 				
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・円山配水池耐震化事業(詳細設計、道路築造工事) ・重要管路の耐震化検討・実施 ・老朽管路の更新 ・窓口委託拡大実施 ・遊休資産の売却 				
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・円山配水池の耐震化工事実施 ・重要管路の耐震化検討・実施 ・老朽管路の更新 ・窓口委託拡大の検証 				
				【市民の効果】 普段から安心安全な水道を利用していただけるとともに、災害時においても安定して水の供給を受けることができる。	

実施計画取組項目

		体系番号	2-(3)-①		
行政経営改革指針の基本方針	2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ”持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目	(3).担税力の強化・担税者の増加につながる取組み				
具体的取組項目	創業支援に係る事業の支援・展開				
推進課	商工労政課	実施課	商工労政課		
目的	将来、本市の根幹産業を担う事業者を育てるため、商工会議所や商工会が起業や創業をめざす方を対象とした事業を支援するとともに、必要な情報発信を行うため。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・はちまん創業塾※への参加により、起業・創業をめざす方に必要な知識や考え方を学ぶ。 ・定期的な意見交換を実施し、起業・創業に係る問題点や課題を共有する。 ・課題に対応するための事業を企画立案し実践する。 <p>※はちまん創業塾…商工会議所と商工会が連携し、創業を検討される方を対象としたセミナー（H28年度～、H31年度からは滋賀中央信用金庫とも連携）</p>				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
はちまん創業塾への参加					
定期的な意見交換の実施					
必要な事業の企画立案及び実践					
目標		効果			
令和2・3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・はちまん創業塾への参加 ・意見交換の実施 		<p>【市の効果】 ・起業や創業を検討している市民を知ることができ、また起業や創業に必要な知識や考え方を知ることによって、行政が対象者に対する支援を実施することが期待できる。</p> <p>・課題に即した事業の企画・立案が可能となり、商工会議所や商工会と連携しながら効率的でかつ効果的な事業の実践を行うことが期待できる。</p> <p>【市民の効果】 ・起業しやすい環境が整うことにより、起業家マインドを持った市民が増加し、今後本市の経済を担う人材の発掘が期待できる。</p>		
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・はちまん創業塾への参加 ・意見交換の実施 ・事業の企画立案及び実践 				
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・はちまん創業塾への参加 ・意見交換の実施 ・事業の企画立案及び実践 				
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・はちまん創業塾への参加 ・意見交換の実施 ・事業の企画立案及び実践 				

実施計画取組項目

		体系・項目番号		3-(2)-①
				3-(3)-①
行政経営改革指針の基本方針	3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”			
取組項目	(2).新たな時代に対応した行政評価、民間活力の活用等による業務改善 (3).社会情勢や市民ニーズに基づいた事業の統合再編・再構築			
具体的取組項目	事務事業評価等の実施による業務の見直し			
推進課	行政経営改革室	実施課	行政経営改革室・全課	
目的	行政サービスを向上させ、効果的・効率的な行政経営につなげるため、社会情勢や市民ニーズに基づいた事務事業評価を実施し、事業の統合再編・再構築をめざすため。			
取組内容	施策や事務事業の目的や成果、コストなどに着目し、市の最上位計画である近江八幡市総合計画への貢献度、その有効性や効率性を市民等を交えた第三者の視点を含め、検証・評価する。その結果を予算などに反映させることにより、効果的・効率的な行政経営の継続的な改善をめざす。また、現在の評価システムを更新、洗練化を検討する。			
主な実施内容	実施スケジュール			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事務事業評価進捗管理	→			
外部評価委員会の実施	→			
事務事業評価に係る体制・手法の見直し	→			
施策評価との連携協議	→			
目標		効果		
令和2・3年度	毎年度、事務事業評価を実施し、外部評価を経て、各事業の見直しにつなげる。また、事務事業評価の評価方法等について、事業の統合再編・再構築につながる事例研究を行い、体制・手法の見直しを実施する。	【市の効果】 社会情勢や市民ニーズに基づいた統合再編・再構築が行い、行政サービスの向上、効果的・効率的な行政経営につなげることができる。		
令和4年度	事務事業評価の方法について事業の統合再編・再構築につながるよう、様式等の修正を行う。併せて施策評価との連携について担当課と協議を行い、事業の統合再編・再構築につなげる。	【市民の効果】 行政活動の透明性を図ることで市民に対する説明責任を果たすとともに、行政サービスを向上させ、効果的・効率的な行政経営が行える。		
令和5年度	施策評価との連携を行い、事業の統合再編・再構築につなげる。様式の修正内容等について行政改革推進委員会等に意見を伺いながら、新たな評価方法を検討する。			
令和6年度	検討結果をもとに新たな評価方法の実施を行い、より効果の高い事業の統合再編・再構築につなげる。また、令和2年度以降の事業内容の変遷等、どのように改善が進んだかを確認を行う。			

実施計画取組項目

		体系番号		3-(4)-①	4-(1)-①	4-(2)-①
行政経営改革指針の基本方針	3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦”未来につながる行政運営の推進” 4. 職員が輝く強靱な組織づくり”組織マネジメントの強化”					
取組項目	(4)人的・物的資源の効果的配置 (1)適正な人員配置による効果的な組織運営 (2)部局横断的な組織設置の仕組みづくり					
具体的取組項目	人材の効果的配置 定員管理の適正化、行政組織の見直し 部局横断的な組織設置の仕組みづくり					
推進課	総務課	実施課	総務課			
目的	限られた人員を効果的に配置することによる質の高い行政サービスの提供と市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる行政組織をめざすため。					
取組内容	①定員適正化計画に基づき定員管理を行い、事務事業の見直しや民間委託化の推進を図りつつ、事業量に応じた職員の確保と効果的な配置に取り組む。 ②市民ニーズへの対応や行政課題・重要施策に対して的確かつ柔軟に対応できるよう、また、市民の期待に応え得る行財政運営が可能な業務遂行体制を構築し、簡素で効率的かつ市民にわかりやすい組織・機構とするため、継続的に行政組織の見直しを図る。また、部局にとらわれない横断的な組織設置の仕組みづくりの検討。					
主な実施内容	実施スケジュール					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
定員適正化計画による定員の進捗管理						
行政組織の継続的な見直し						
効果的な人員配置の推進						
部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討						
目標		効果				
令和2・3年度	<ul style="list-style-type: none"> 定員管理計画に基づく定員管理を行う。 行政課題・重要施策に対応した行政組織の見直しと効果的な人員の配置を進める。 部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討を行う。 	【市の効果】 行政サービスの向上と人材の効果的な活用により、限られた人員を効果的・効率的に活用することができる。 【市民の効果】 行政サービスの向上や、効果的・効率的な行政経営が行える。				
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 定員管理計画に基づく定員管理を行う。 行政課題・重要施策に対応した行政組織の見直しと効果的な人員の配置を進める。 部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討を行う。 					
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 定員管理計画に基づく定員管理を行う。 行政課題・重要施策に対応した行政組織の見直しと効果的な人員の配置を進める。 部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討を行う。 					
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 定員管理計画に基づく定員管理を行う。 行政課題・重要施策に対応した行政組織の見直しと効果的な人員の配置を進める。 部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討を行う。 					




実施計画取組項目

		体系番号	3-(5)-②		
行政経営改革指針の基本方針	3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”				
取組項目	(5).エビデンス・ベースでの政策立案(EBPM)の推進				
具体的取組項目	データ分析・活用できる環境づくり				
推進課	行政経営改革室	実施課	各課		
目的	エビデンス・ベースでの政策立案(EBPM)の推進を行うための仕組みづくりのため、先進的な事例や有効な活用例を探し、全庁的共有、実施に繋げるため。				
取組内容	他市町で先進的に行われている事例を調査、研究し政策立案に繋がられる仕組みづくりを検討する。 エビデンスとなるデータを整備するため、オープンデータに関する取組について調査、研究を行い、全庁的な共有を行う。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
EBPMに係る先進事例の調査・研究	▶				
オープンデータに関する取組の調査・研究		▶			
目標		効果			
令和2・3年度	EBPMを実施している先進地視察等を通して事例の調査・研究や、スマート自治体滋賀モデル研究会のオープンデータに関する取組について、庁内への情報共有を図る。	【市の効果】 オープンデータ等、エビデンスとなるデータの集積が仕組みとしてできることで市としての情報発信を常に行うことができるようになる。また、エビデンスに基づいた施策の立案を行うことで、説明責任を果たすことができる。			
令和4年度	EBPMの調査・研究や、スマート自治体滋賀モデル研究会のオープンデータに関する取組について、庁内への情報共有を図る。また、オープンデータのシステムの導入等についても積極的に検討を行う。	【市民の効果】 市民、事業者問わず、市に関するデータを誰でも入手することができるようになり、活用を図っていただくことができる。また、政策立案についてエビデンスに基づいたものとなるため、信憑性の高い施策により質の高い市民サービスの向上に繋がる。			
令和5年度	EBPMの調査・研究や、オープンデータに係るシステムの稼働について進捗確認を行いながら、政策立案の試行を行い、有効な施策の立案仕組みづくりに繋げる。				
令和6年度	EBPMの調査・研究の実施や、前年度行った試行結果等について分析・評価を行い、全庁的に新たな政策立案を行う際の指標となるものを作成する。				

実施計画取組項目

		体系番号		
		4-(3)-①		
		4-(5)-①		
行政経営改革指針の基本方針	4. 職員が輝く強靱な組織づくり “組織マネジメントの強化”			
取組項目	(3)組織風土改革が進む人材育成の推進 (5)職員の資質向上とこれからの行政経営につながる研修の充実・拡大			
具体的取組項目	人材育成の推進			
推進課	総務課	実施課	各課	
目的	目指すべき職員像の実現により、市民生活・福祉の向上につながるより質の高いサービスを提供できる組織づくりを進めるため。			
取組内容	人材育成基本方針に掲げる目指すべき職員像の実現に向け、職員、管理監督者、組織の責務と役割を明確にして、「職場環境(OJT、ワークライフバランス等)」、「人事制度(人事評価制度等)」、「研修」の各項目での取り組みを着実に推進し組織風土改革を進める。			
主な実施内容	実施スケジュール			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人材育成基本方針の改定	→			
「職場環境」、「人事制度」、「研修」の取り組みの推進・充実	→			
取り組みの進捗管理と検証	→			
目標		効果		
令和2・3年度	令和2年度に人材育成基本方針の改定を行い、改定基本方針に基づき研修等各取り組みを進める。	【市の効果】 目指すべき職員像の実現により、市民生活・福祉の向上につながるより質の高いサービスを提供できる組織づくりを進めることができる。		
令和4年度	改定基本方針に基づき研修等各取り組みを着実に進め、進捗管理と各取り組み内容の見直しを行う。	【市民の効果】 目指すべき職員像の実現に向け、組織風土改革を進めることにより、市民生活・福祉の向上につながるより質の高いサービスが提供できる。		
令和5年度	改定基本方針に基づき研修等各取り組みを着実に進め、進捗管理と各取り組み内容の見直しを行う。			
令和6年度	改定基本方針に基づき研修等各取り組みを着実に進め、進捗管理を行い、人材育成基本方針検討委員会等を開催し、基本方針の改定に向けた検証と見直しを行う。			

実施計画取組項目

		体系番号	4-(4)-①		
行政経営改革指針の基本方針	4. 職員が輝く強靱な組織づくり “組織マネジメントの強化”				
取組項目	(4)職員の事務能率・生産性の向上につながる柔軟な働き方の推進				
具体的取組項目	働き方改革の推進				
推進課	総務課	実施課	各課		
目的	職員のライフスタイルに応じた働き方を推進し、ワークライフバランスを支援・確立し事務能率と生産性を図るため。				
取組内容	人材育成基本方針に掲げる働き方改革の方向性に基づき、テレワーク等の柔軟な働き方に対する具体的な取り組みを構築しワークライフバランスを推進する。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人材育成基本方針の改定に伴う働き方改革の方向性の決定					
テレワーク等の制度の構築と推進					
取り組みの進捗管理と検証					
目標			効果		
令和2・3年度	令和2年度の人材育成基本方針の改定に伴い、働き方改革の方向性を定める。その方向性(方針)に基づき、テレワーク等の制度の構築を行う。		【市の効果】 職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進し、ワークライフバランスを実現させることにより、事務能率と生産性の向上が図られ、質の高いサービスを提供できる組織づくりを進めることができる。 【市民の効果】 職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進し、ワークライフバランスを実現させることにより、事務能率と生産性の向上が図られ、より質の高い市民サービスが提供できる。		
令和4年度	働き方改革の方向性(方針)に基づき、各取り組みを進め、進捗管理と各取り組み内容の見直しを行う。テレワーク等の制度の構築と活用を推進する。				
令和5年度	働き方改革の方向性(方針)に基づき、各取り組みを進め、進捗管理と各取り組み内容の見直しを行う。テレワーク等の制度の活用を推進する。				
令和6年度	働き方改革の方向性(方針)に基づき、各取り組みを進め、進捗管理と各取り組み内容の見直しを行う。テレワーク等の制度の活用を推進する。				

実施計画取組項目

		体系・項目番号	4-(6)-①		
行政経営改革指針の基本方針	4. 職員が輝く強靱な組織づくり”組織マネジメントの強化”				
取組項目	(6)職員が地域を関わっていくための能力向上と、地域活動への積極的参加の仕組みづくり				
具体的取組項目	職員の地域活動への積極的参加の推進				
推進課	まちづくり協働課	実施課	まちづくり協働課		
目的	住民とのコミュニケーション能力や地域とのコーディネート能力の向上を図り、職員が積極的に地域活動に参加し、地域と関わっていく仕組みづくりを進めるため。				
取組内容	職員の地域活動への参加の促進に係る取組を実施。				
主な実施内容	実施スケジュール				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
まちづくり協議会の事業への参加					
NPO等市民団体事業への参加を検討					
目標	効果				
令和2・3年度	<ul style="list-style-type: none"> 若手市職員を中心に地域活動研修をまちづくり協議会の事業に参画、地域への理解及び地域課題の解決手法を学ぶ 		【市の効果】 地域が直面している複雑・多様化する課題を肌で感じることができ、課題解決に向け市民と一緒に活動することで、行政職員としての事務能力、政策形成能力の向上が期待できる。また、実際に市民との繋がりができることで、業務を進める上で事業における協働のまちづくりの観点が養われる。		
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 若手市職員を中心に地域活動研修をまちづくり協議会の事業に参画、地域への理解及び地域課題の解決手法を学ぶ 		【市民の効果】 市職員との繋がりができることで、地域の課題解消に向けた取組を実施できる体制が構築されやすくなり、協働のまちづくりに寄与する。		
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 若手市職員を中心に地域活動研修をまちづくり協議会の事業に参画、地域への理解及び地域課題の解決手法を学ぶ。また、NPOをはじめとした市民団体等の活動研修も検討する 				
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 若手市職員を中心に地域活動研修をまちづくり協議会の事業に参画、地域への理解及び地域課題の解決手法を学ぶ。また、NPOをはじめとした市民団体等の活動研修も検討する 				

別紙 : 項目番号 2-(1)-③ 税等収納率の向上 各債権の目標と実績

(取り組み期間: 令和2年度~6年度) (%)

債権名	市税	国民健康 保険料	後期高齢者 医療保険料	介護保険料	保育料	住宅使用料
担当課	収納・債権 対策課	保険年金課	保険年金課	介護保険課	幼児課	住宅課
R2目標		95.00	99.70	99.59	99.40	88.80
R2実績						
R3目標		95.00	99.70	99.60	99.40	88.80
R3実績						
R4目標		95.00	99.70	99.61	99.40	89.00
R4実績						
R5目標		95.00	99.70	99.62	99.40	89.20
R5実績						
R6目標		95.00	99.70	99.63	99.40	89.40
R6実績						
(参考) R1実績	99.10	95.60	99.57	99.58	99.40	88.44

別紙様式 : 進捗管理シート

令和 年度 (各年度進捗管理)	
実施内容 (取り組み実績)	
評価 理由及び課題	
次年度対応方針	
備考欄	

令和6年度 (最終年度 総括)	
実施内容 (取り組み実績)	
評価 理由及び課題	
今後の対応方針	
備考欄	

用語解説

* ○ プラットフォーム



「土台」や「基盤」、「場」を意味する。本指針においては課題解決に向け、それぞれの立場から集まるための受け皿となるもの。

* ○ 地方債現在高比率



地方債現在高を標準財政規模*○で除して得た指数をいい、今後償還すべき地方債の現在高が標準財政規模に対してどの程度になっているかをみるもの。当該団体の将来の公債費負担や地方債発行可能額を把握する指標。

* ○ 積立金現在高比率



財政調整基金や減債基金などの積立基金の残高を標準財政規模で除して得た指数をいい、当該団体が不測の収入減や支出の増加にどれだけ弾力的に対処できるかを把握する指標。

* ○ 実質公債費比率



一般会計における借入金（地方債）償還額に、特別会計における地方債償還額のうち一般会計負担分などを加えた実質的な公債費が、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標。

* ○ 将来負担比率



一般会計等の地方債の残高や特別会計の地方債残高のうち一般会計負担見込、また、市の全職員が退職すると仮定した場合の退職金支払見込などに加え、関係団体の負債などを含めた将来的な負担見込が、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標。

* ○ 実質赤字比率



一般会計において、翌年度の歳入を繰り上げて充当したり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べているなどの実質的赤字が、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標。

* ○ デジタルサイネージ



電子看板の意味。表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタ等によって映像や文字を表示する情報・広告媒体。

* ○ クラウドファンディング



群衆（クラウド）と資金調達（ファンディング）を組み合わせた造語。不特定多数の人が通常、インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを意味する。

* ○ アウトソーシング



業務過程の一部を外部に委託すること。
企業が自社の業務を専門業者などに委託すること。民間委託。

* ○ リース



主に機械類の長期賃貸契約による賃貸し。

* ○ ワークライフバランス



「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった、「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。

* ○ ラスパイレス指数



国家公務員と地方公務員の基本給与額を比較する指数。地方公務員の給与額を同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を100として比較した場合に算出されるもの。単純に地方公務員の給与総額が国家公務員の給与総額の何割かを表す。

* ○ モニタリング



サービスレベルの維持向上のため、サービスを評価・監視すること。

* ○ アセットマネジメント



公共事業により造成された資産を、効率的、経済的、また、環境にも配慮しながら維持管理する手法。

* ○ スtockマネジメント



昨日診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する一連の技術体系。

* ○ 第三セクター



国や地方公共団体と民間事業者との共同出資で設立された法人のこと。
・(財)近江八幡市国際協会 ・(財)近江八幡市文芸の郷振興事業団 ・(財)ハートランド推進財団
・(財)近江八幡地域勤労者福祉サービスセンター ・まちづくり会社 (株)まっせ

* ○ ICT



インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略。情報通信技術のこと。

* ○ スマート自治体滋賀モデル研究会



県内における行政サービスの改革による住民の利便性向上および自治体阻止区の働き方改革に資する行政事務の効率化を推進するため、滋賀県および県内自治体が連携し、情報収集、意見交換、調査・取組を実施する組織。滋賀県、大津市、草津市、近江八幡市が参加。

* ○ EBPM



Evidence-based Policy Making の略。証拠に基づく政策立案の意味。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

* ○ DMO



観光物件。自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のこと。Destination Management Organizationの頭文字の略。

* ○ オープンデータ



「機会判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」。誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工、頒布などができるデータ。

* ○ 標準財政規模



標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模のことで、様々な財政指標の分母によく用いられる。

滋賀県近江八幡市総合政策部行政経営改革室

〒523-8501

近江八幡市桜宮町236番地

TEL 0748-36-5599

FAX 0748-32-2695

E-mail 010426@city.omihachiman.lg.jp